

令和五年度

いじめ防止基本方針



枚方市立中宮小学校

〒573-0011 大阪府枚方市中宮山戸町22番3号

TEL (050)-7102-9088 FAX (072)-849-2255

<https://hirakata.schoolweb.ne.jp/hirakata/nakamiya-e/>

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ防止対策委員会は、いじめ事案発生時は緊急開催とする。また、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

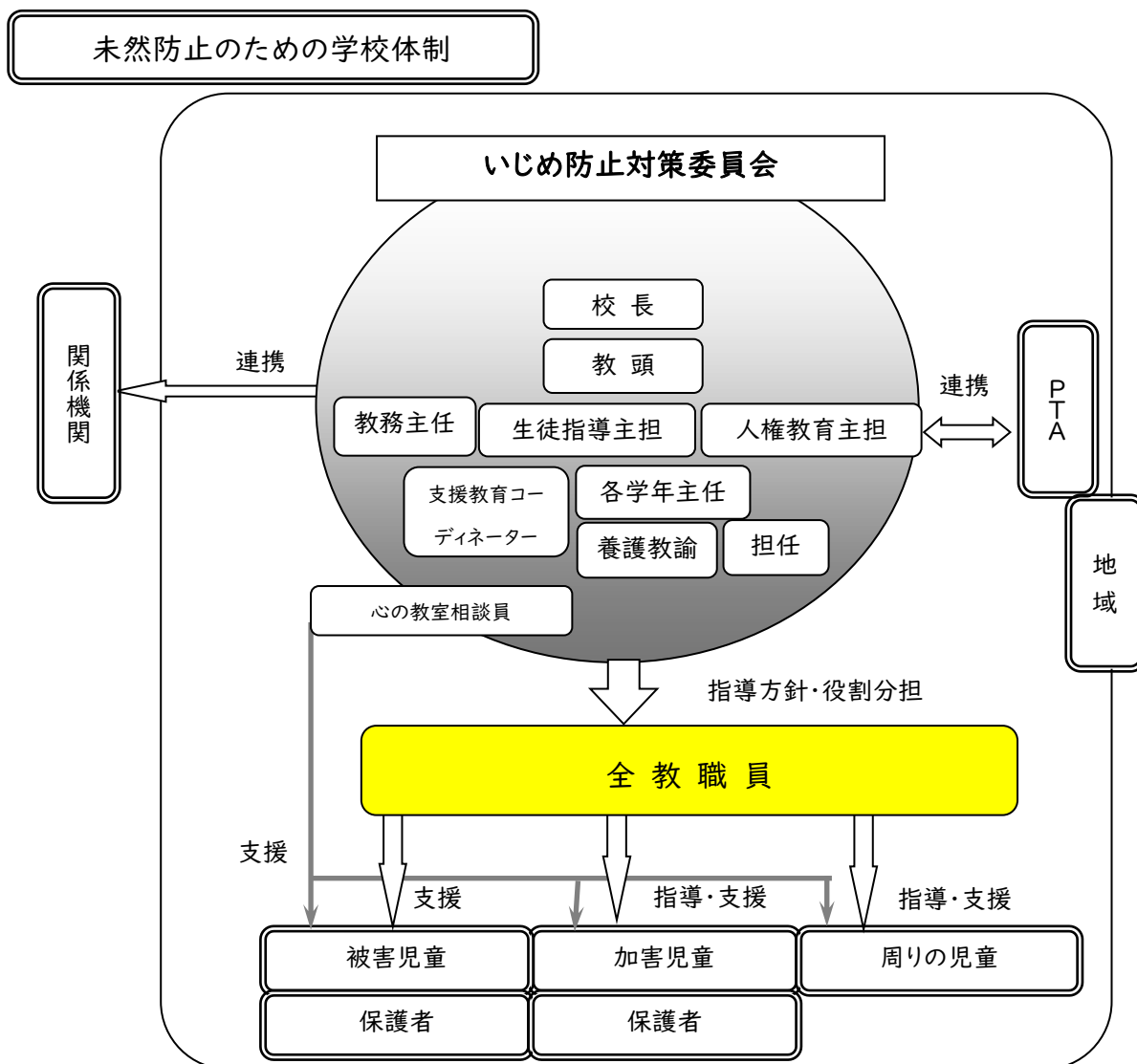
(2) いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの問題において、未然防止に取り組むことは、最も重要である。児童が安心・安全に学校生活を送れるよう、教育・学習の場である学校・学級自身が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、全教職員の協力体制の下で児童に向き合う時間を確保し、年間を見通して、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を推進していく必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くため、教材等を活用した取り組みを進める。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、いじめの問題への取り組みの重要性について、家庭や地域とも認識を共有し、連携しながら、取り組みを進めていく。



2 いじめの未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、校外の研修等を通じて知り得たことも、職員全体で共有できるような機会をもつ。児童に対しては、学級活動などで、日常から、教員がいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気、学校全体に作っていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育を充実させる。

(3) 指導上の注意

- 児童一人ひとりが大切にされ、分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の友だちとの関係、家庭環境等を把握し、誰もが活躍できる集団づくりをしていくことである。分かりやすい授業づくりを進めるために、ユニバーサルデザインの視点を持ち、指示・板書をわかりやすくする、座席を工夫するなど、全ての子どもが学びやすいように、授業の改善を図っていくことが重要である。
- 誰もが活躍できる集団づくりを進めるために、暴力的・差別的な発言がなく、お互いが認め合い、支え合うことのできる、安心して安全な学級づくりを目指していく。
- ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動・スポーツや読書に勤しむことなど、具体的なストレス発散法を、児童に伝えていく。
- 信頼できる誰かに相談することも大切であると、助言していく。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員自身の人権感覚を磨き、児童の指導にあたるよう努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、自分が他者の役に立っていると感じるができる体験学習などを取り入れていく。また、家庭や地域にも協力を求め、幅広い大人から認められているという雰囲気をつくっていくことも大切であると考ええる。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組むようにする

「いじめは決して許されることではない。」「相手が嫌だと感じることを続けると、いじめにつながるようになるので、やめる。」「いじめを見たら止める。」などの考え方を、1年生のうちから、日頃の学級指導等を通じて学ぶ機会をつくる。また、児童会が主体となり、いじめをなくす取り組み等を行い、全校に広げていくようにする。その際、教職員主導で行うのではなく、あくまでも児童が主体となって活動できるよう、指導を工夫していくことが大切である。

(3) 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しかったりするなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員は、日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ必要がある。また、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る

鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱意ある行動が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめ実態調査(アンケート)

学期に1回、アンケート及び教育相談(アンケート後の指導等)を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。なお、これらによって集まったいじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有する。

(2) 日々の観察

日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配ることが大切である。授業・休み時間等、日常生活での児童の様子観察はもちろん、日記、家庭訪問、個人面談等を通じ、児童の実態を把握しておく。教師自らも、毎日、児童一人ひとりに声をかけるなどの意識を持つようにする。

(3) 保護者と連携

保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問・懇談会の機会を活用することはもちろん、連絡帳や電話連絡など、日頃から連絡を密にとっておくことが、大切である。その際、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められるようにしておかなければならない。

(4) 相談方法の周知

学校便り・学年便りなどにより、心の教室相談員や保健室の利用、電話相談窓口等について、広く周知する。

(4) いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、他者への信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



正確な実態把握

- ・当事者双方と、周りの児童から聴き取り(個々に)、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、事実確認をする。
- ・いじめの全体像を正確に把握する。



指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全ての教職員へ周知する。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・枚方市教育委員会や、関係諸機関とも連携を図る。



児童への指導・支援

- ・いじめられた児童に寄り添い、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対し、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を行う中で、「いじめは絶対にしてはならない」という人権意識を身に付けさせる。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。



保護者との連携

- ・直接会い、被害児童はもちろん、加害児童の保護者にも状況を確認しながら、指導を進め、具体的な対策を伝える。
- ・保護者に協力を求め、今後の学校との連携について話し合う。



今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールソーシャルワーカー・中学校のスクールカウンセラー・心の教室相談員等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・改めて、心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級づくり、学校づくりを行う。

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌主担者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、取り組みについて相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ不登校問題検討委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや心の教室相談員の協力を得て、対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携する。

運動会・児童会祭り、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう、適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保

存するとともに、いじめ不登校問題検討委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考えます

- ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3ヶ月を目安)
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認すること

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察します。

8 重大事態への対処

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、以下の点を踏まえ、迅速且つ丁寧な事実確認が必要と考えます。

- ① いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか
- ② 体験したり目撃したりした事実なのか、他から聞いた間接情報なのか
- ③ 目撃情報であるなら、どの場所から、どの場所の様子を目撃したのか

これらの情報源のもと、事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないように対策を講じる。

また、記憶には、その性質上、事実確認時期が遅れるほど曖昧になるため、できるだけ早期に事実確認を終えるようにする。そのため、目撃者も含めて聴き取る対象者に漏れがなく、かつ、聴き取る事項についても当該出来事に限定せず、過去のいじめや背景も探れる程度の範囲の事実確認を行っておくようにする。

そして、事実と争いがある場合や、いじめを受けた子どもから事実確認の協力が得られない場合であっても、目撃した子どもからの事実確認などによって真実に迫りうる可能性があることから、早期にそれらを尽くす。

一方、いじめを行った子どもからの聴き取りを行う場合、まずは、日頃の言動による偏見を白紙にして、その表情や様子、話し方などからどのように感じているのかを読み取ると同時に、事実はどうであったか、なぜ、このような行為に至ったのかなどの言葉にならない声にも耳を傾け、どの内面を理解するよう努める。いじめを行った子どもを含む関わりのある子ども全ての内面を理解できるよう、教職員自身の感度をより高め、指導の姿勢とそのあり方を考えていくようにする。

(1) 重大事態に関わる調査

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としています。

本校では欠席で連絡がない場合は午前中に家庭へ連絡します。また、欠席内容がはっきりしない場合は日数に限らず、「おかしい」と考え、児童の状況を再考し、危機管理意識を持って対応していきます。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合には、相談内容で判断せず、相手側の立場に立ち、重大事態として丁寧に対応していきます。

(2) 重大事態の報告

本校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。同時に関係機関、地域諸団体と連携していきます。

(3) 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

ア) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施します。
- ② いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童の安全を確保することを最優先とした調査実施します。
- ③ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をやめさせます。
- ④ いじめを受けた児童に対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行います。
- ⑤ 調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にします。
- ⑥ 事案の重大性をふまえて、教育委員会のより指導・支援の下、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたります。

イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ① いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該の児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。
- ② 調査方法として、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ① 学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。
- ② 情報の提供にあたっては、学校は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に報告します。